相続税確定申告業務内容

□基本報酬(財産評価+相続税申告)

遺産総額	報酬額
~5千万円	40万円
5千万円~7千万円	50万円
7千万円~1億円	70万円
1億円~1億5千万円	90万円
1億5千万円~2億円	110万円
2億円~2億5千万円	130万円
2億5千万円~3億円	150万円
3億円~4億円	170万円
4億円~5億円	190万円
5億円~	別途お見積り

[※] 基本報酬算定の基礎となる遺産総額とは、プラスの財産の総額のことであり、借入金等の債務、小規模宅地の特例、配偶者控除、 生命保険非課税枠等の控除を行う前の遺産総額となります。

□加算報酬

遺産分割協議書の作成	10万円
土地評価(1利用区分につき)	10万円
非上場株式(1社につき)	15万円
相続人が複数の場合(2名以上の場合)※	基本報酬×(相続人数-1)×10%

^{※ 5}名以上は加算対象となりません。

但し、ご依頼日が申告期限より3ヶ月以内の場合は別途報酬総額の20%~50%がかかります。

□その他の報酬

税務調査立会報酬(申告後に税務調査があった場合) ⇒ 日当 5 0, 0 0 0 円
書面添付についての意見聴取のみの場合 ⇒ 日当25,000円
未分割で申告後に、追加で修正申告書の作成が必要な場合 ⇒ 別途お見積り
金融機関残高証明書等の資料の取得代行 ⇒ 1口座当たり30,000円
現地調査や訪問の際の旅費・交通費等の実費
戸籍や金融機関残高証明書等の資料の取得代行をご依頼頂いた際の手数料及び実費
その他、特殊事情により調査・検討が必要で、通常よりも多くの作業が生じるような場合
(過去に預金移動が多数ある場合の通帳調査、広大地評価、非上場株式の会社規模が大きい等)

には、別途お見積りの上で報酬が必要となります。

※消費税は別途必要となります。